

# 令和 6 年度 監査年間計画

神奈川県内広域水道企業団監査基準（令和 2 年神奈川県内広域水道企業団監査委員告示第 1 号）第 1 2 条第 1 項及び監査事務実施要領（昭和 5 1 年 1 月 1 日施行）第 4 条第 1 号の規定に基づく令和 6 年度の監査年間計画は次のとおりとする。

## 1 基本方針

- (1) 監査等の実施に当たっては、監査事務実施要領別記 1 に定める監査事項について、同要領別記 2 に定める着眼点に則り実施する。
- (2) 財務及び事務事業の執行が、法令、条例、規程、予算等に基づいて適法かつ正確に行われているかを主眼とする（合規性・正確性の観点による監査）。
- (3) 財務及び事務事業の執行において、最小の経費により最大の効果が得られているのか、無駄な支出が生じていないかの観点にも留意する（効率性・有効性・経済性の観点による監査）。
- (4) 指導的監査を第一義とし、厳正かつ公平に行い、違法、不当行為等の防止及び事務事業の改善に資する。
- (5) 前回の監査で指摘又は指導した事項については、十分に留意し、改善状況を調査する。
- (6) 令和 3 年 3 月に策定された「かながわ広域水道ビジョン」（令和 3 年度～概ね 30 年）における取組みの方向性に基づく効果的な取組みが行われているか、取組みにあたり重視すべき点等が意識されているかの観点にも留意する。また同ビジョンと「実施計画（令和 3～7 年度）」の進捗を調査し、計画通り実施されているか注視する。

## 2 実施方法

### (1) 財務監査及び行政監査

令和 5 年度の事務事業を対象とする。実施に当たっては、照合、比較、分析等の方法により実態の把握に努めるとともに、当該監査における重点事項を定めるものとする。指摘に当たっては、計数的根拠及び法的根拠を明確にする。

令和6年度の重点事項を次の通り設定する。

ア 耐震化事業について

(ア) 施設耐震化事業計画の進捗状況について

施設耐震化事業基本計画に沿って、耐震化事業は適切に実施されているか。

(イ) 耐震化工事の実施状況について

a 耐震化工事の設計（設計変更）において、必要な設計条件が設定され、設計図書（設計変更関連図書）が適正・適切な内容となっているか。

b 耐震化工事において所定の性能を確保できるよう、設計図書に従い、施工が適正・適切に行われているか。

c 耐震化工事が、施工計画書に基づき、適切に品質管理された上で施工が実施され、その記録等が提出されているか。

d 耐震化工事の現場の安全対策は適正・適切に行われているか。

e 耐震化工事による近隣への騒音・振動等は許容範囲内か。

f 耐震化工事期間中の施設の機能低下は許容範囲内か。

イ 経営努力の取組みについて

(ア) 契約業務、予算執行について

収支均衡を継続するための適切な契約業務、予算執行等が行われているか。

(イ) 資産の有効活用について

財源の確保に向けて、資産の有効活用等が適切に行われているか。

(2) 決算審査

令和5年度の決算を対象とし、決算書及び提出書類の全般にわたり、計数が正確か、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、令和5年度例月出納検査の結果も踏まえ審査する。

(3) 例月出納検査

毎月例日を定めて保管する現金及び帳票等の計数を確認・照合し、関係諸表等の正確性を検証するとともに、出納事務が適正に行われているかについて検査する。

(4) 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された資金不足

比率について、適正に算定されているかを審査する。

### 3 実施時期及び実施体制

別紙実施時期及び実施体制のとおりとする。

## 実施時期及び実施体制

区分	財務監査及び行政監査	決算審査・ 資金不足比率審査	例月出納検査
4月	1日 実施通知		
5月	上旬 職員調査開始		30日
6月	中旬 職員調査終了	3日 実施通知	28日
7月	31日 現地調査	1日 職員調査 31日 書面審査 現地調査	末日
8月			28日
9月	5日 書面審査 30日 公表	30日 意見提出	末日
10月			末日
11月			29日
12月			26日
1月			末日
2月			末日
3月			末日
実施体制	事務局職員 8名 〔 事務職 5名 技術職 3名 〕	事務局職員 5名	事務局職員 5名

※財務監査及び行政監査と決算審査の現地調査は同日実施する。